

名張市手数料徴収条例の一部改正について

1. 改正の趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の規定を整備するほか、所要の改正を行うものです。

2. 改正の内容

(1) 改正戸籍法の施行に伴う改正

ア. 戸籍謄本等の交付について、現行は本籍地の市区町村に請求する必要があるところ、最寄りの市区町村で交付を受けることができるようになる広域交付が開始されることに伴い、該当の規定を整理します。

イ. 行政手続をする際に利用可能な戸籍の証明書として、新たに戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号（以下これらを「識別符号」といいます。）を発行することとなります。

（例：パスポートの発給申請において、申請書と併せて16桁で表示された識別符号を提示することにより、戸籍情報を電子的に証明した内容を確認することができることから、戸籍証明書等の添付が不要となり、オンラインで手続が完了します。）

窓口ではなくマイナポータルを使用して識別符号を発行する場合は、市区町村における事務が発生しないことから、手数料を徴収する事務には当たりません。また、窓口において識別符号と同一事項の戸籍謄本等を同時に請求する場合は、識別符号の手料は徴収せず、戸籍謄本等の交付に係る手数料のみ徴収します。

なお、識別符号の発行事務は開始するものの、提出先の行政機関における制度及びシステム整備等が必要となることから、国の案内では実際の運用は令和6年度末となる予定です。

ウ. 届書等記載事項証明書、戸籍の届書その他の書類の閲覧に、届書等情報内容証明書の発行及び閲覧が加わります。

届書等記載事項証明書は、紙媒体の届書を発行して市長が証明するものであり、届書等情報内容証明書は戸籍システムに届書等をスキャンして電子化された届書を発行して市長が証明するものです。

エ. アからウまでの事務に係る手数料の額

項目	事務の内容	手数料の額
ア	戸籍謄本等の広域交付	従来と同じ
イ	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	400円
イ	除籍電子証明書提供用識別符号の発行	700円
ウ	届書等情報内容証明書の発行及び閲覧	350円

(2) 消防法に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る手数料の改定

この手数料については、国により3年ごとに見直しが行われており、人件費及び物件費の変動が反映され、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことから、次表のとおり手数料の額を改定します。

危険物の貯蔵最大数量	改正前	改正後
1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満	1,180,000円	1,450,000円
5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満	1,410,000円	1,720,000円
10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満	1,590,000円	1,920,000円
50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満	1,950,000円	2,360,000円
100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満	2,270,000円	2,740,000円
200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満	4,550,000円	5,640,000円
300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満	5,820,000円	7,240,000円
400,000キロリットル以上	7,070,000円	8,790,000円

(参考図)

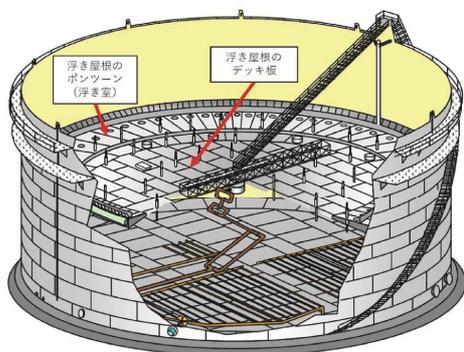


図-1 浮き屋根式タンク

浮き屋根式特定屋外タンク

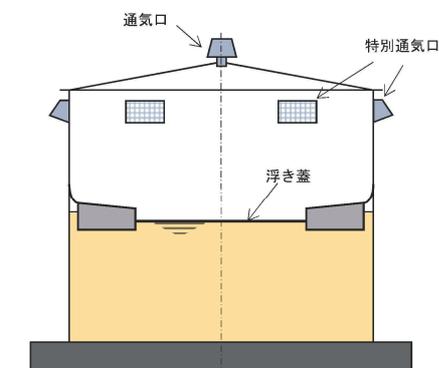


図 浮き蓋付きの屋外貯蔵タンク

浮き蓋付特定屋外タンク

3. 施行期日

2（1）の改正については令和6年3月1日から、2（2）の改正については同年4月1日から施行します。（施行日の関係から、上記の改正に際しては二つの議案に分けて提出します。）